

○糸満市配水管工事分担金規程

令和元年 12 月 24 日

水道管理規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、糸満市水道事業給水条例（平成 10 年糸満市条例第 5 号）第 28 条の規定に基づき、配水管工事分担金（以下「分担金」という。）の徴収の基準を定めるものとする。

(配水管の定義)

第 2 条 この規程の適用を受ける「配水管」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 既設配水管より分岐（延長を含む。）するものであること。
- (2) 既設配水管からの分岐管が口径 25 ミリメートル以上であること。
- (3) 公道又は私道に布設するものであること。

(分担金を徴収する場合)

第 3 条 分担金は、次の各号のいずれかに該当する者が、既設配水管のない場所に住宅、事業所等を建設するため、給水を必要とするときに、その者の申込みにより給水管に替え、市が配水管の優先布設をした場合、当該申込者及び布設後当該配水管から分岐を受けることにより利益を得る者から徴収する。

- (1) 国、県その他公的団体
- (2) 宅地造成又は住宅その他の建設を業とする者
- (3) 営利のためアパート、売家、貸家その他を建設する者
- (4) 事業所及び寮その他を建設する法人及び個人
- (5) 自己のため住宅を建設する者

(工事に要する費用の算出)

第 4 条 工事に要する費用の額（以下「工事費」という。）は次に掲げる各号の合計額とし、工事の都度、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が算定する。

- (1) 材料費 実費
- (2) 労力費 実費
- (3) 道路復旧費 実費
- (4) その他必要な経費 実費
- (5) 業務諸費 第 1 号から第 3 号までの合計額の 15 %

(分担金徴収の基準)

第5条 分担金は、次の基準により管理者が算定して徴収する。

(1) 第3条第1号から第4号までに該当する者は、必要とする水量に応ずる工事費相当額

(2) 第3条第5号に該当する者は、必要とする水量に応ずる工事費相当額の50%

2 管理者は、受益の程度により必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず分担金を減免することができる。

(施行の細目)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。

2 この規程の施行前に廃止された配水管工事分担金規則（昭和48年糸満市規則第12号）の規定に基づき行われた行為は、この規程の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（令和5年4月1日水管規程第3号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。